

令和2年（2020年）6月

保護者様

伊丹市教育長

### 「学校の新しい生活様式」に基づく出席停止の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様には、これまでに『学校の新しい生活様式』に基づく今後の教育活動について」にて、本市の学校における児童生徒の行動基準を6月15日以降では、「レベル1」相当と判断し、ガイドラインに基づく対応をお示ししてきたところですが、市内や県下及び近隣他府県の感染状況や県の方針等を踏まえ、出席停止の扱いについて、7月1日より、下記のとおり変更することといたします。

#### 記

##### ○出席停止の扱いとする場合

- ・児童生徒が感染した場合、濃厚接触者に特定された場合及び風邪症状等がある場合
- ・同居者が濃厚接触者に特定された場合

##### ○欠席扱いとする場合

- ・同居者に発熱や風邪症状等が続いた場合（自宅待機は不要とします）
- ・感染が不安で登校できない場合